

## 南船橋保育園 登園許可証明書(代)

本来、下記感染症に罹患した際には、登園許可証明書の提出を求めています。  
 しかし、コロナ禍における医師の負担を軽減すべく、本紙をもって登園許可証明書の代わりとしますため、必要事項をご記入の上、再登園時にご提出ください。

病状が回復し、集団生活に支障がないと判断されましたので登園いたします。

該当疾患に○	疾患名	登園停止期間の基準 ※ 以下の基準に基づき、主治医が判断する
	麻疹(はしか)	解熱後 3 日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が、かさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の膨張が発現したのち 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	結核	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	咽頭結膜炎 (プール熱・アデノウイルス感染症)	主な症状が消失したのち 2 日経過するまで
	流行性角結膜炎(はやり目)	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において、感染の恐れがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症 (O 157 など)	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	溶連菌感染症	抗菌薬服薬後 24～48 時間経過し、発熱、発疹等の症状が回復するまで
	伝染性膿痂疹 (とびひ)	皮疹(ひしん)が乾燥していること。医師の指示に従う

園児氏名 \_\_\_\_\_

クラス名 \_\_\_\_\_

療養期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

令和 4 年 月 日 保護者氏名 \_\_\_\_\_